相模原市コミュニティバス車両広告掲出取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、相模原市コミュニティバス(以下「コミュニティバス」という。)の車両への広告掲出について必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

- 第2条 コミュニティバスに掲出できる広告は、次に掲げるものを除くものとする。
- (1)コミュニティバスの公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2 条に掲げる営業に該当するもの
- (3)政治活動、宗教活動又は個人若しくは団体等の意見広告に係るもの
- (4) 青少年の健全育成に反するもの
- (5)消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (6)公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (7)前各号に掲げるもののほか、掲出する広告として適当でないと市長が認めるもの (車体広告の掲出方法、掲出位置及び枠数)
- 第3条 車体における広告(以下「車体広告」という。)の掲出は、広告が印刷されたシールをコミュニティバスの車体に貼り付ける方法により行うものとする。
- 2 車体広告を掲出する位置は、コミュニティバスの車体の右側面及び後面の市長が指定する位置とし、広告の枠数は、右側面 2 枠、後面 1 枠とし、台数等は別表第 1 のとおりとする。

(車体広告等の規格)

- 第4条 車体広告の規格は、縦300mm、横950mmの長方形とする。
- 2 広告が印刷されたシールの規格は、縦450mm、横1,000mmの長方形とし、広告の下には、市長が別図のとおり定める文章を併記するものとする。

(車体広告掲出料)

- 第5条 車体広告掲出料は、月を単位として計算するものとし、1月当たりの掲出料は、1 台1枠につき、10,000円とする。
- 2 車体広告掲出料の計算に当たっては、掲出開始日の属する月から掲出終了日の属する 月までの月の数に、1月当たりの掲出料を乗じて算出するものとする。

(車体広告の掲出期間)

第6条 車体広告の掲出期間(広告の掲出及び撤去の作業に要する期間を含む。)は、毎年4 月1日から翌年の3月31日までの間において、市長が認める期間とする。

(車内広告の掲出方法、掲出位置及び枠数)

第7条 車内における広告(以下「車内広告」という。)の掲出は、広告が印刷された紙を 掲出を補助する台紙に貼付した上で、広告枠の上部にある掲出用止め具により吊り下げ て掲出するものとする。

2 車内広告を掲出する位置は、コミュニティバスの車内の広告枠の市長が指定する位置 とし、広告の枠数等は、別表第1のとおりとする。

(車内広告等の規格)

第8条 車内広告の規格は、B3横版(縦364ミリメートル×横515ミリメートル)とする。

(車内広告掲出料)

第9条 車内広告掲出料は、月を単位として計算するものとし、1月当たりの掲出料は、1 台1枠につき、2,000円とする。

(車内広告の掲出期間)

第10条 車内広告の掲出期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの間において、 月を単位とした期間とする。

(掲出希望者の募集)

- 第11条 広告の掲出を希望する者(以下「掲出希望者」という。)の募集は、広報さがみは ら、相模原市のホームページ等で公募するものとする。
- 2 掲出希望者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。
- (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- (2)相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱(平成8年4月1日施行)に基づく 指名停止期間中の者
- (3)相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下「市暴力団排除条例」という。)第2条第4号に規定する暴力団員等と認められる者、又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められる者
- (4)市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる 者
- (5)神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下「県条例」という。) 第23条第1項に違反したと認められる者
- (6) 県条例第23条第2項に違反したと認められる者
- (7)市区町村民税を滞納している者
- (8)前各号に掲げる者のほか、コミュニティバスに広告を掲出することが適当でないと市 長が判断した者

(広告掲出の申込み)

- 第12条 掲出希望者は、相模原市コミュニティバス車両広告掲出申込書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長が指定する期間内に申し込むものとする。ただし、車内広告の掲出を希望する場合、第7条第2項に規定する広告の枠数を超えることとなる申込は行うことができない。
- (1)事業内容を明らかにする書類

(2)市長が別に定める審査基準に基づいた広告案

(広告案の内容、デザイン等の審査)

- 第13条 提出された広告案の内容、デザイン等については、相模原市有料広告掲出に関する指針(平成16年4月21日施行)に定める広告審査会に諮り、承認を受けるものとする。 (広告掲出の決定)
- 第14条 市長は、第2条の規定及び第12条第2号に規定する審査基準並びに前条に規定する審査の結果に基づき、広告掲出の可否を決定する。ただし、掲出申込者の数が、第3条第2項に規定する広告の枠数を超えたときは、市長が別に定める方法により、抽選を行う。
- 2 市長は、広告掲出の可否を決定したときは、その結果について、掲出希望者に相模原市 コミュニティバス車両広告掲出可否決定通知書(第2号様式)により通知する。

(広告案の内容、デザイン等の変更要求)

第15条 市長は、広告案の内容、デザイン等が法令に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要綱に抵触していると判断したときは、広告掲出の決定を受けた者(以下「広告主」という。)に対してその内容、デザイン等の変更を求めることができる。

(広告原稿の提出)

- 第16条 広告主は、市長が指定する期間内に、各号に定める広告原稿等を提出しなければ ならない。
- (1)車体広告

市長が指定する仕様による広告原稿のデータ

(2)車内広告

ア 市長が指定する仕様による広告原稿のデータ

イ コミュニティバスに掲示する広告物

(広告物の取扱い)

- 第17条 市長は、前条第2号イの規定により広告主から提出された広告物(以下、「広告物」という。)を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 2 市長は自らの責めに帰すべき事由による場合を除き、広告物の破損などにより広告主 に損害が生じても、その損害の賠償の責めを負わないものとする。
- 3 市長は、掲出期間が経過した後、広告物を廃棄するものとする。ただし、掲出期間が満了した日の翌日から同一の広告物をコミュニティバスに掲示することが承認されている場合はこの限りではない。

(掲出料の納付)

第18条 広告主は、市長が指定する期間内に掲出料を納付しなければならない。 (広告掲出の取消し)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他何らか

- の手続を要することなく、広告の掲出を取り消すことができる。
- (1)指定する期日までに掲出料の納付がないとき。
- (2)指定する期日までに広告原稿等の提出がないとき。
- (3)第15条の規定による広告案の内容、デザイン等の変更を広告主が行わないとき。
- (4)前3号に掲げるもののほか、コミュニティバスへの広告掲出が適切でないと市長が判断したとき。
- 2 前項第2号から第4号までの規定により広告の掲出を取り消した場合は、納付済みの 掲出料は返還しない。
- 3 市長は、第1項の規定により広告掲出決定の取り消しをしたときは、相模原市コミュニティバス車両広告掲出決定取消通知書(様式第3号)により広告主へ通知する。 (広告掲出の中止)
- 第20条 広告主は、自己の都合により、広告の掲出を中止するときは、相模原市コミュニティバス車両広告掲出中止申出書(第4号様式)により市長に申し出なければならない。
- 2 前項の規定により広告の掲出を取り下げた場合は、納付済みの掲出料は返還しない。 (広告主の希望による広告の内容、デザイン等の変更)
- 第21条 広告主は、掲出期間の途中において、広告の内容、デザイン等の変更を申し出る ことができるものとする。ただし、車体広告については、承認された掲出期間内において、 1枠あたり3回までとする。
- 2 広告の内容、デザイン等の変更を希望する広告主は、相模原市コミュニティバス車両広 告掲出内容変更申出書(第5号様式)に変更後の広告案を添えて、変更を希望する日の1か 月前までに市長に申し出なければならない。
- 3 市長は、変更後の広告案の内容、デザイン等について、第13条に規定する審査の結果に基づき掲出の可否を決定し、その結果について、掲出希望者に相模原市コミュニティバス車両広告掲出内容変更承認通知書(第6号様式)により通知する。
- 4 変更後の広告の掲出は、車体広告においては、既設の広告の上から重ねて貼り付ける方法により行い、車内広告においては、既存の広告を取り外し、新たな広告を掲出するものとする。

(費用負担)

- 第22条 車体広告が印刷されたシールの作製、掲出、撤去及び廃棄に要する費用は、相模原市が負担するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、前条の規定により、広告の内容、デザイン等を変更する場合は、変更に係る広告の作製及び掲出を行う業者は市長が指定するものとし、これに要するすべての費用は、広告主が負担するものとする。
- 3 相模原市屋外広告物条例(平成14年相模原市条例第56号)による許可申請等は、市長 の責任において行い、その費用は相模原市が負担するものとする。
- 4 車内広告の作製に要する費用は、広告主が負担し、掲出、撤去及び廃棄に要する費用は

相模原市が負担するものとする。

(掲出料の返還)

- 第23条 広告主の責に帰さない理由により市長が広告を掲出できなかったときは、納付 済みの掲出料を広告主に返還する。
- 2 前項の規定により返還する掲出料は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1)掲出期間開始前 既納の額の全額
- (2)車体広告においては、掲出期間開始後、既納の額のうち、掲出できなくなった日の属 する月から掲出終了日の属する月までの月の数に、車体広告月額掲出料を乗じた額
- (3)車内広告においては、掲出期間開始後、既納の額のうち、掲出できなくなった日の属する月から、掲出終了日の属する月までの月の数に、車内広告月額掲出料を乗じた額
- 3 掲出料の還付を受けようとする者は、書面により市長に請求しなければならない。
- 4 還付する掲出料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

- 第24条 広告主は、広告の内容等、掲出された広告に関する一切の責任を負うものとする。
- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容等 に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証する ものとする。
- 3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任 及び負担において解決するものとする。

(委任)

第25条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成21年1月27日から施行する。
- 2 第 6 条の規定にかかわらず、平成 2 1 年 6 月 1 日に掲出を開始する場合にあっては、広告期間を平成 2 2 年 3 月 3 1 日までとする。

附則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

別表第1(第3条、第7条関係)

	大沢地区コミュニティバス	大野北地区コミュニティバス
愛称	せせらぎ号	ピンくる号
運行経路	アリオ橋本・橋本駅~北の丘センター	矢部駅~馬場十字路・
	~ 相模川自然の村	淵野辺駅~矢部駅(循環)
台数	3台	2台
枠数	9 枠	6 枠

別図(第4条関係)

